



つくば市放課後児童クラブ入会のご案内

(平成30年度児童館・児童センター児童クラブ入会希望者用)

TSUKUBA

つくば市こども部こども育成課放課後育成係 TEL029-883-1111 (内線1610~1612)

つくば市放課後児童室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るために設置されたものです。

平成30年4月入会一斉申込み

受付期間：平成29年12月11日（月）から平成30年1月19日（金）

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）

※入会許可は先着順ではありません。

受付場所：入会を希望する児童館・児童センター

1 入会申込みができる方について

市内の小学校又は特別支援学校の小学部に就学している集団保育が可能な児童で、その父母や同一敷地内に住む65歳未満の祖父母がそれぞれ次のいずれかの事情にあり、学校の授業の終了後に保育に当たることができない場合に限ります。

- (1) 居宅外で、労働している場合
- (2) 居宅内で、児童と離れて家事以外の労働をしている場合
- (3) 妊娠中又は産後間もない場合（産前6週の日が属する月の初日から産後8週の日が属する月の末日まで。）
- (4) 病気又は精神もしくは心身に障害がある場合
- (5) 長期にわたり、病人や心身障害者の介護をしている場合
- (6) 居宅外で、就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む。）

受入可能人数に限りがあるため、低学年の方を優先して受入れいたしますので、ご了承ください。

2 利用できる日及び利用時間について

利用できる日	利用時間
学校登校日の月曜日から金曜日（祝日を除く。）	放課後から午後6時30分
長期休業日・創立記念日・県民の日（土日、祝日を除く。）※学校の振替休業日は利用できます。	午前8時から午後6時30分

一部の児童館では、午後7時まで利用できることとしています。詳しくは、各児童館・児童センターにお問い合わせください。

3 児童クラブが休みとなる日について

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間

4 使用料について

次の項目が保護者負担となります。

項目	金額	備考
使用料	月額4,000円	使用料の減額・免除制度があります。

5 納入方法について

口座振替による納入をお願いいたします。

「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、金融機関にてお手続きをお願いいたします。

金融機関や市の窓口で支払いができる納付書をご希望の場合には、こども部こども育成課にご相談ください。

なお、指定管理者が運営する大曾根児童館（なかよし館）では、指定管理者が使用料をお預かりします。

6 使用料の減額・免除について

項目	要件	減免額
使用料の免除	生活保護を受給している場合	全額
	市民税の所得割が非課税の場合	全額
	月の途中で入退会した場合において、入退会した月の利用（出席）が12日未満の場合	全額
使用料の減額	同一世帯で2人以上が利用している場合	2人目以降の半額

※ 使用料の免除を受けるには、「放課後児童室使用料免除申請書」の提出が必要です（使用料の減額を受ける場合は提出する必要はありません。）。

※ 使用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

7 申込みに必要な書類

- (1) 放課後児童室利用許可申請書（様式第1号）
- (2) 家庭状況調書（様式第2号）
- (3) 児童状況調査票
- (4) 心身状況調査票（集団生活において、介助が必要な場合のみ）
- (5) 保護者等が保育に当たれないことの証明書

（下表の①から⑧の状況に応じて、父母や同一敷地内に住む65歳未満の祖父母の必要書類が証明書となります。対象者は各々書類が必要です。）

保護者等の状況	必要書類	留意事項
①勤務者	「勤務証明書」	
②自営業従事者 (個人事業主)	「自営業申立書」 専従者の場合は「専従者」の欄に氏名 等を記入してください。	親族以外の第三者の証明が 必要
③内職の場合	「内職証明書」	証明者が本人又は親族の場合、 親族以外の第三者の証明が必要
④出産 ※1	「母子健康手帳の写し」等	出産予定日の分かるもの
⑤病気・障害 ※2	本人の「診断書」又は障害者手帳・ 障害年金証書等の写し	
⑥疾病者の介助 ※2	介護を受ける方の「診断書」 又は「介護保険被保険者証の写し」	
⑦学生の場合	「在学証明書」及び「カリキュラム」	自宅学習は不可
⑧ひとり親家庭	保護者の「勤務証明書」及び 児童扶養手当証書の写しや住民票の 写し等	世帯の状況がわかる書類が必要

※1 ④の方は産前産後のみのお預かりとなり、産後8週の翌日が属する月の末日で退会となります。継続して入会を希望する場合は再度申請をしていただく必要があります。

(例)平成30年8月21日が予定日の場合、認定期間は産前6週の日が属する7月1日から産後8週の日（10月17日）が属する月の末日平成30年10月31日までです。

※2 ⑤、⑥でお申込みの方は証明書の期間内での利用許可となります。介護や入院等が長引く場合は、利用許可期間内に再度証明書の提出が必要です。

8 入会の決定

書類選考後、入会の決定等を書面にてお知らせします（2月下旬予定）。

※ 予定人員を超えたときは、入会できない場合もあります。

9 注意事項

- (1) 利用者に障害がある等の理由により、介助を行う人が必要である場合は、申請書に必ずご記入ください。なお、申請書には障害・療育手帳の写し、医師の診断書、学校長の意見書のうち、いずれかを添付してください。
- (2) 感染症による学級閉鎖となっている学級に在籍している場合、当該期間中は放課後児童室を利用できません。
- (3) 就労時間の目安は、放課後の時間帯に掛かり、月48時間以上（1日4時間以上かつ月12日以上）

10 利用許可の取り消し

次のような場合は、利用許可を取り消します。

- (1) 利用許可申請書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 対象児童の要件から外れた場合
- (3) 使用料を正当な理由なく一定の期間滞納した場合
- (4) 連絡のないまま欠席が続いた場合

11 その他

(1) 欠席について

仕事の都合や病気等で欠席する場合は、必ず児童館・児童センターに連絡してください。

(2) 家庭状況等の変更について

住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等が変わったときは、速やかに各児童館・児童センターに届け出てください。

(3) 急病等の処置

放課後児童室での活動中に、児童が急病等になった場合は、状況に応じて保護者にご連絡いたします。

なお、緊急度によっては、直接病院へ搬送する場合があります。